

平成20年9月17日  
福祉保健部生活衛生課

島田化学工業株式会社に対し回収を命令しました

島田化学工業(株) (長岡市) が食品衛生法第6条に違反したので、  
同法第54条の規定により下記のとおり処置することを命令しました。

記

1 違反の内容

カビの発生等による非食用の事故米穀を原料として米でん粉を製造し、食用  
と非食用の区別をせずに販売した。

製造期間：平成15年5月23日から平成19年8月20日まで

2 処置事項

- (1) 販売済みの上記1の米でん粉を回収すること。  
(販売先で非食用として使用されることが確実なものは除く。)
- (2) 回収方法及び回収品の処分方法についての計画書を提出すること。
- (3) 回収終了後、回収結果を速やかに報告すること。

以上

本件についてのお問い合わせ先：

生活衛生課 食の安全・安心推進係 電話 025-280-5205 内線 2674, 2683, 2694

本日の報道対応は、19時00分までとさせていただきます。